特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書	名		
21	鳥取市	介護保険事務	重点項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和5年12月12日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	介護保険事務	
②事務の内容	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課及び 徴収並びに減免及び減額を行う事務である。 ①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定 又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定 又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥(保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥(保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥(保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥(保険料の支払の一時差止に関する事務 ⑥(保険料の破課及び徴収並びに減免及び減額に関する事務 ⑥(保険料の破課及び徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑥(保険料の破課及び徴収すびに減免及び減額に関する事務 ⑥(限険料の破課及び徴収すびに減免及び減額に関する事務 ⑥(限済)が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑥(限険料の破課及び徴収する作用を関する事務 ⑥(限険料の破課及び徴収する作用を関する事務) ⑥(調整交付金の算定に関する事務) ⑥(調整交付金の算定に関する事務) ⑥(調整交付金の算定に関する事務) ⑥(調整交付金の算定に関する事務) ⑥(温額医療合算介護(予防)サービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能で受領する。	
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	介護保険システム	
②システムの機能	①宛名管理機能:団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)と連携し、住民の情報を記録管理する機能 ②資格管理機能:資格の取得や喪失を管理する機能 ③保険料賦課・収納機能:保険料計算を行ったり、保険料の収納・滞納管理・還付充当を行う機能 ④認定管理機能:要方機認定・要支援認定を行う機能 ⑤給付機能:給付に関する記録や支払いを行う機能 ⑥検索機能:個人番号により検索する機能 ⑦表示機能:被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 ®情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、医療保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、住民票関係情報とは介護保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、中間サーバーへ介護保険給付関係情報を提供する機能 ・動国保連合会への情報提供機能 ・被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出する機能 ・被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出する機能 ・でクセスログ取得機能等	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○]住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー))	
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	① 既存住基システムからの連携機能 住民異動情報を宛名情報に連携② 団体内統合宛名システムとの連携機能 ・宛名情報を団体内統合宛名システムに連携 ・団体内統合宛名番号の取得③ 住民登録外者の管理機能 住民以外の個人情報の管理	
③他のシステムとの接続	 [□] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [□] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [□] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)) 	

システム3		
①システムの名称	団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)	
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。④情報提供機能:各業務で管理している番号法別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム	
○他のクス) なこの接続	[O]宛名システム等 [O]税務システム [O] による	
システム4		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。④既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。⑦データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。⑧セキュリティ管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいたを種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー))	

システム5			
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能		
②システムの機能	【住民向け機能】自らが受け取ることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共 団体に公開する機能		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[〇]その他 (申請管理システム)		
システム6~10			
システム6			
①システムの名称	申請管理システム		
②システムの機能	申請データ確認機能 申請データを参照・ダウンロードを行う。 申請データの申請ステータスを変更する。 申請データの宛名番号を変更する。		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
⑤ 他のクステムとの 接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[O]その他 (サービス検索・電子申請機能)		
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)介護保険情報ファイル
- (2) 宛名特定個人情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

(1)法定事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

別表第一 68項

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条

(2)独自利用事務(介護保険サービス利用者負担額軽減事務、介護保険料減額事務)

•番号法第9条第2項

・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(鳥取市番号条例)

(平成27年鳥取市条例第39号)

第4条第1項、第3項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

3. 情報促伏やグドノーグンステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	(1)法定事務 ・番号法第19条第8号(特定個人情 (別表第二における情報提供の根 1,2,3,4,5.6,8.11.17.22.26,30,33,39,42 (別表第二における情報照会の根 93,94 の項	拠) 2,43.56の2,58,61,62,80,81.87,90,94,95,97.106.108.109.117.120 の項
②法令上の根拠	で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25 (情報照会の根拠) 第46条、第47条	別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 合(平成26年内閣府・総務省令第7号) 5条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条
	 (2)独白利田 国 務(介護サービス利	田去台扣筎噽減惠淼)

(2)独自利用事務(介護サービス利用者負担額軽減事務)

(情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠)

·番号法 第19条第9号 ·鳥取市番号条例 第4条第1項、第3項

※介護保険料減額事務については、情報照会・情報提供のいずれも行わない。

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部長寿社会課
②所属長の役職名	長寿社会課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (1)介護保険情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 「 10万人以上100万人未満] ②対象となる本人の数 5) 1.000万人以上 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ③対象となる本人の範囲 ただし、死亡者は含めない。 被保険者の個人番号を管理し、資格管理、保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額、要介護認 その必要性 定及び保険給付を行う必要があるため。 <選択肢> 1)10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [100項目以上] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O]連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ []国税関係情報 [〇]地方税関係情報]健康・医療関係情報 [〇] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報 [O]生活保護·社会福祉関係情報 [O]介護·高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 [〇] 年金関係情報 []学校·教育関係情報] 災害関係情報 [〇]その他 (公金受取人口座登録・連携ファイル関係情報) 【個人番号及びその他の識別情報】 対象者を正確に特定するため 【連絡先等情報】 介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため 【地方税関係情報】 介護保険料の決定及び収納管理等を行うため 【医療保険関係情報】 2号被保険者の資格確認及び高額医療高額介護サービス費等の給付事務を行うため その妥当性 【介護、高齢者福祉関係情報】 認定情報等を基に給付事務を行うため 【生活保護・社会福祉関係情報】 介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため 【年金関係情報】 介護保険料特別徴収実施時に年金の種別を特定するため 【公金受取人口座登録・連携ファイル関係情報】 公金受取人口座利用の希望があった場合、支給先の口座を把握するため 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成28年1月1日 福祉部長寿社会課 ⑥事務担当部署

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇] 本人又は本人の代理人
		福祉部生活福祉課、福祉部保険年金課、市民生活部 [〇]評価実施機関内の他部署 (市民課、総務部税務・債権管理局市民税課、総務部) 税務・債権管理局収納推進課
①入手元 ※		[〇] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)
		[O] 地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村(税部門)
		[]民間事業者 ()
		[〇] その他 (鳥取県国民健康保険団体連合会)
		[O] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ
		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム
②入手方法		[〇] 情報提供ネットワークシステム
		鳥取県国民健康保険団体連合会システム、サービス検索・電子申請機 [O]その他(能、申請管理システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号) 連携サーバー)
③使用目的 ※		介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行うため。
	使用部署	福祉部長寿社会課、各総合支所市民福祉課
④使用の主体	使用者数	 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 50人以上100人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・申請書等に個人番号の記載を行うため ・情報提供ネットワークを経由して、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報等の情報照会と情報提供を行うため ・「サービス検索・電子機能」を通じて申請された電子申請データの受理等
情幸	般の突合	・窓口業務において本人確認書類に個人番号通知書、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・宛名システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する ・申請者を確認するため、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)を通じて取り込んだ番号紐づけ情報と突合する
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (4)件	
委託	事項1	介護保険システム保守業務	
①委託内容		システムサポートデスク、運用支援、トラブル時・システム障害時対応、定期修正情報の提供・適用、 システム情報提供	
②委:	託先における取扱者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 10人未満 10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 	
③委請	託先名	富士通Japan株式会社 鳥取支店	
声	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	再委託の承認依頼に基づき、再委託内容を確認し許諾している。	
	⑥再委託事項	障害時の対応、QA対応、支援作業、運用技術支援、運用メンテナンス、ソフトウェア製品の保守等	
委託	事項2~5		
委託	事項2	介護保険窓口業務等	
①委詞	託内容	窓口業務、通知書発送業務、介護認定のための書類内容確認・伝送業務等	
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委割	託先名	株式会社ニチイ学館	
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		保険者事務共同処理業務(高額医療合算介護(予防)サービス費算定業務)	
①委託内容		介護保険法第51条の2及び同法第61条の2に基づき支給する高額医療合算介護(予防)サービス費について、当市は、国保連合会に対して、支給額の計算事務を委託する。なお、当該委託事務において個人番号を使用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条第1項第3号において、介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務と整理されているため妥当である。	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委託先名		鳥取県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		申請管理システム運用業務	
①委託内容		システムサポートデスク、運用支援、トラブル時・システム障害時対応、定期修正情報の提供・適用、 システム情報提供	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委託先名		富士通Japan株式会社 鳥取支店	

田	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	再委託の承認依頼に基づき、再委託内容を確認し許諾している。
	⑥再委託事項	障害時の対応、QA対応、支援作業、運用技術支援、運用メンテナンス、ソフトウェア製品の保守等
委託	事項5	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	
5. 特	持定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
t= /# .	・移転の有無	[O] 提供を行っている (32) 件 [O] 移転を行っている (5) 件
延庆	1944の有無	[] 行っていない
提供	先1	厚生労働大臣
①法*	令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第1項
②提(共先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提(供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④提(る本人	共する情報の対象とな 、の数	<選択肢>
	共する情報の対象とな 、の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
⑥提伯	共方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期	朝·頻度	照会を受けた都度
提供	先2~5	
提供	先2	全国健康保険協会
①法*	令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第2項
②提(共先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提(供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④提(る本人	共する情報の対象とな 、の数	<選択肢>
	共する情報の対象とな 、の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
⑥提(共方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度		照会を受けた都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
9 提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第4項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務で あって主務省令で定めるもの。
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕ IZE IX7J /Z	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会を受けた都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())
⑦時期·頻度	照会を受けた都度

提供先6~10						
提供先6	都道府県知事等					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第26項					
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線					
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
©IE IK / J / A	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
提供先7	社会福祉協議会					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第30項					
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上1,000万人未満 4)100万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
提供先8	日本私立学校振興·共済事業団					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第33項					
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
少时70月99月又						

提供先9	国家公務員共済組合					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第39項					
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線					
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
© DE PROJ ZA	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
	市町村長又は国民健康保険組合					
提供先10	市町村長又は国民健康保険組合					
提供先10 ①法令上の根拠	市町村長又は国民健康保険組合 番号法19条第8号 別表第2 第42項					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの。					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 (選択肢>					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 (選択肢>					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線					
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法19条第8号 別表第2 第42項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。 [〇] 情報提供ネットワークシステム					

提供先11~15						
提供先11	市町村長					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第56の2項					
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
提供先12	地方公務員共済組合					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第58項					
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
提供先13	市町村長					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第61項					
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()					
⑦時期・頻度						
少时初 %以	照会を受けた都度					

提供先14	市町村長					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第62項					
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線					
6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
少徒庆万 龙	[] フラッシュメモリ []紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
提供先15	後期高齢者医療広域連合					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第80項					
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線					
6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
© 1.C 1.C.7.3 1.2.	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
提供先16~20						
提供先16	都道府県知事等					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第87項					
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					

提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長						
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第90項						
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。						
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報						
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。						
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())						
⑦時期·頻度	照会を受けた都度						
提供先18	市町村長						
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第94項						
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの。						
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報						
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	371,000万人以上 介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。						
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())						
⑦時期·頻度	照会を受けた都度						
提供先19	厚生労働大臣又は共済組合等						
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第95項						
②提供先における用途	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で 定めるもの。						
③提供する情報	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で 定めるもの。						
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>						
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者。 ただし、死亡者は含めない。						
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ []紙 [] その他 ()						
⑦時期·頻度	毎月						

提供先20	厚生労働大臣					
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2 第117項					
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの。					
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。					
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線					
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
少徒供力 法	[] フラッシュメモリ [] 紙					
	[]その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					

移転先1	福祉部長寿社会課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び鳥取市番号条例第4条第2項					
②移転先における用途	①老人福祉法による福祉の措置及び措置に要する費用の支弁・徴収に関する事務 ②老人福祉法による福祉の措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務					
③移転する情報	老人福祉法による福祉の措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の受給者基本情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者とその世帯員。					
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [〇] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	照会を受けた都度					
移転先2~5						
移転先2	福祉部生活福祉課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び鳥取市番号条例第4条第2項					
②移転先における用途	①生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する事務 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の実施、支援給付の申請に係る事実の審 査、停止、廃止等、徴収金の徴収に関する事務					
③移転する情報	要保護者(要支援者)及び被保護者(被支援者)であった者の被保険者番号、保険者番号、被保険者、受給者基本情報、住所地特例情報、賦課期割情報、支給情報、介護保険料滞納情報、施設入所情報、サービス費区分支給限度基準額、適用除外情報、自己負担額情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者					
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
	[O] フラッシュメモリ [O] 紙 [] その他 ()					

移転先3	福祉部保険年金課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び鳥取市番号条例第4条第2項					
②移転先における用途	①国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給及び通知に関する事務 ②他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 ③障害者支援施設等に入所又は入院中の者に関する届出の確認に関する事務 ④特別療養給付の申請の確認に関する事務					
③移転する情報	①介護給付自己負担額 ②介護保険法の規定による医療給付に関する情報 ③介護保険の適用除外の有無、該当(非該当)年月日 ④介護保険の加入・支給に係る情報又は保険料の支払いに関する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者及び第二号被保険者					
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑦時期·頻度	毎月					
移転先4	福祉部保険年金課					
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び鳥取市番号条例第4条第3項					
②移転先における用途	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収額の算定					
③移転する情報	介護保険料の特別徴収情報					
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者					
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()					
プ時期・頻度	毎月					

移転先5	総務部税務·債権管理局市民税課				
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び鳥取市番号条例第4条第3項				
②移転先における用途	市民税額の年金からの特別徴収額の算定				
③移転する情報	介護保険料の特別徴収情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>				
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険情報ファイルのうち、第一号被保険者				
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙				
	[]その他()				
⑦時期·頻度	毎月				
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・	消去				
保管場所 ※	①特定個人情報はID/パスワードによるログイン認証が必要なサーバ内に保管している。 ②上記のサーバは入退室管理を行っている部屋の中に設置している。 ③上記の部屋は、セキュリティゲートにより入退館管理を行っている建物内になる。				
7. 備考					

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)介護保険情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】

①対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。

②個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認す るため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

③届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

④本人確認のルールが内部規定に定められている。

⑤マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。

リスクに対する措置の内容

【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】

①個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

②本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。

③不必要な書類は受け取らない。不必要な書類を提出された場合は返却する。

④住民が検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、外部接続先との通信を制限している。

【不適切な方法で入手が行われることを防止するための措置の内容】

Γ

- ①個人番号が含まれるファイルに対し、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
- ②システムを利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。
- ③申請書等の受取の際は、本人確認書類の提示を受け、本人又は代理人の本人確認、委任状確認を行う。
- ④窓口は、業務に関係する者以外は盗み見ができないように、受付カウンターをパーティションで仕切るなどの対策を講じている。
- ⑤住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すことになり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
- ⑥サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどりついた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるそう措置を講じている。

【入手した特定個人情報が不正確であることを防止するための措置の内容】

- ①申請書等の受取の際は、本人確認書類の提示を受け、本人又は代理人の本人確認を行う。
- ②データ連携により介護保険システムに個人番号を入手している場合は、システム画面上に表示される個人番号と申請書等に記載された個人番号の照合を行う。
- ③個人番号以外の個人情報についてもチェックを行うことで複合的に確認を行う。
- ④住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付することとなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領し、署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することになる。これにより、本人確認を実施する。
- ⑤個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑 止する措置を講じている。

【入手の際に特定個人情報が漏えいすることを防止するための措置の内容】

- ①個人番号が記載された申請書等は鍵付の書庫に保管する。
- ②システムを利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。
- ③ウィルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用している。
- ④OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用ソフトウェア(セキュリティパッチ)は常に最新版を適用している。

3. 特定個人情報の使用						
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスク	バに対する措置の内容	【宛名システム等における措置の内容】 ①個人番号利用業務以外、または個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ②宛名情報の基本情報を保持する各マスターデータと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際はアクセスログを取得している。 【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ①介護保険システム以外の介護保険事務に使用するシステム(介護保険認定審査会システム)は個人番号を用いた連携を行わない。				
リスク	ク への対策は十分か	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	12: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ュー・	ザ認証の管理	<選択肢> 「 行っている] (選択肢) (選択肢) (2) 行っていない (2) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				
	具体的な管理方法	【利用者の識別・認証】 ①特定個人情報へのアクセスにおいて、識別情報(ID、パスワード等)による認証を実施している。 ②識別情報は個人ごとに付与し、共有IDは禁止している。 ③識別情報(ID、パスワード等)の発行・更新・廃棄は、ルールに従っている。 【盗難防止対策】 ①特定個人情報を取り扱うコンピュータの操作において、離席時はパスワード付きスクリーンセーバーの起動またはログオフを実施している。 ②特定個人情報を記録した媒体は施錠保管し、媒体の保管場所の鍵は責任者が管理している。				
(5)定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで権限を有していた職員の異動・報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効 【アクセス権限の管理】 ①アクセス権限と業務の対応表を作成し、その対応表に従って業務に必要なアクセス権限のでいる。 ②ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、不要となったIDやアクセス権限を変更又はいる。 【特定個人情報使用の記録】 ①アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合追跡できる仕組みを用意する。 ②サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの言い、操作者個人を特定できるようにする。 ③アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウエアによログの書き込み等を防止する。		 ①アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ②アクセス権限の付与、変更及び失効は、人事異動時等にシステム管理者が行っている。 ③アクセス権限は、事務に必要な最小の権限のみ付与している。 ④なりすましによる不正を防止するため、共用IDは発行せず、個人に対しユーザーIDを発行する。 ⑤定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 【アクセス権限の管理】 ①アクセス権限と業務の対応表を作成し、その対応表に従って業務に必要なアクセス権限のみ付与している。 ②ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除している。 【特定個人情報使用の記録】 ①アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ②サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ③アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウエアにより不正な 				
リスク	への対策は十分か	<選択肢> 「 十分である 」 (選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【従業者が事務外で使用することを防止するための措置の内容】

①アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。②個人番号が記載された申請書等は鍵付の書庫に保管する。

【個人特定情報ファイルが不正に複製されることを防止するための措置の内容】

①アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。②許可された外部接続媒体以外の媒体は使用できない設定とする。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託] 委託しない リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情 <選択肢> 報ファイルの取扱いに関する 定めている] 1) 定めている 2) 定めていない 規定 ①秘密の保持、②使用者への周知、③安全管理措置、④収集の制限、⑤使用等の禁止、⑥複写等の 規定の内容 禁止、⑦持出しの禁止、⑧再委託の禁止、⑨資料等の返還等、⑩管理状況の報告・調査、⑪教育・訓 練、心事故発生時における報告、心契約の解除及び損害賠償、心個人番号利用事務 <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 報ファイルの適切な取扱いの 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 担保 ①契約において、事前に書面で承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行い、第 具体的な方法 三者にその処理を委託してはならないこととしている。 ②再委託先においても、委託先と同等の取り扱いとしている。 【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】 ①個人情報を取り扱うエリアにて業務を行う者のセキュリティー区画立入者名簿の提出を義務付け、 名簿提出によりユーザーIDとパスワードを付与している。 その他の措置の内容 【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】 ①アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組みを用意する。 <選択肢> Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報の提供ルール、消去ルール】

- ①委託先から他者への個人情報提供は認めていない。
- ②提供した個人情報すべてについて返還義務を課している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク <選択肢> 特定個人情報の提供・移転 定めている 1 2) 定めていない 1) 定めている に関するルール ①番号法、市番号条例上認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的に誰に対し何の目 的で提供・移転できるかを書きだしたマニュアルを整備しており、マニュアル通りに特定個人情報の提 ルールの内容及び ルール遵守の確認方 供を行う。 法 ②特定個人情報の提供・移転について記録を残すとともに、記録を定期的に点検する。 【特定個人情報の提供・移転の記録の方法】 ①庁内連携システムを利用した特定個人情報の提供・移転に際しては、どの職員がどの特定個人情 その他の措置の内容 報をいつ、誰に対し何のために提供したかがすべて記録され、管理者により承認されている。 ②庁内連携システムでは、番号法並びに条例に定めた提供・移転以外は操作できない仕組みになっ ている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに 対する措置

]

【不適切な方法で提供・移転が行われることを防止するための措置の内容】

- ①特定の権限者以外は特定個人情報を照会・提供できず、また、情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが庁内連携シ ステムで確立されている。
- ②情報照会・情報提供の記録は定期的に調査・分析され、不適切な方法で提供・移転については改善が行われている。

【誤った情報を提供・移転することを防止するための措置の内容】

- ①庁内連携システム上、特定個人情報を連携する相手先は特定されている。
- ②庁内連携システム上、番号法及び鳥取市個人情報保護条例の規定に基づき認められる情報以外は移転を受け付けないようにし ている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

]接続しない(入手) []接線

]接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

【団体内統合宛名システムのソフトウェアにおける措置】

団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

【団体内統合宛名システムの運用における措置】

団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

リスクに対する措置の内容

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。

(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

【中間サーバーの運用における措置】

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢>

]

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。

②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを 設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブ な特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

リスクに対する措置の内容

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

【中間サーバーの運用における措置】

①業務システムからバッチ処理によって中間サーバーへ情報を登録する際に、いつ、どの処理が、 どの特定個人情報を登録したのか全て記録される仕組みとなっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

[1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

1

[2 中間サーバープラットフォームにおける措置]

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

[3 中間サーバーの運用における措置]

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

[4 認証に関する措置]

情報提供ネットワークシステムへ直接接続する場合に、個別の識別情報(ID、パスワード、生体情報等)による認証を実施している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】

[1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]

中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、 情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人 情報を入手することが担保されている。

[2 鳥取市における措置]

①ネットワーク接続に対して、ファイアーウォール等でアクセス制御を講じている。

②特定個人情報が必要となる直前に取得を行う事で、異動時の変更内容等が反映された最新の状態で入手する。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

[1 中間サーバーソフトウェアにおける措置]

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を 行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号され ないものとなっている。

- [2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置] ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総 合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・ 紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

[3 中間サーバーの運用における措置]

中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確 性を担保している。

【不適切な方法で提供されるリスク】

- [1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]
- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化 を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

[2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置]

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総 合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・ 紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理 を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク】

- [1 業務システムの運用における措置]
- ①情報連携するために中間サーバーに登録する情報は常に最新かつ正確な情報であることを確認するようにマニュアルに定めてい る。
- ②また、このリスクが発生してしまった場合の事後のリスク対策が規程やマニュアル等に文書化され遵守している。

[2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受 領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表 示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応して いる。
- ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクス ポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

[3 宛名管理システムの正確性の担保に関する措置]

宛名管理システムの宛名情報を、更新があった際及び四半期ごとに定期的に更新し、データが正確であることを担保する仕組みを構 築している。

[4 中間サーバーの運用における措置]

- ①特定個人情報の提供履歴を取得し、保管期間を定め保管している。
- ②特定個人情報の提供履歴をチェックする周期を定め定期的にチェックしている。

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク く選択肢> 十分に行っている] ①事故発生時手順の策定・ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 周知 3) 十分に行っていない ②過去3年以内に、評価実 く選択肢> 発生なし] 施機関において、個人情報に 1) 発生あり 2) 発生なし 関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 【物理的対策の具体的内容】 ①紙媒体による申請情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・紛 失を防止している。 ②不正アクセスが判明した場合、「システム運用管理手順故障対応報告フロー」に基づいて必要な措 置を講ずる。 ③セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行っている。 ④バックアップデータは、情報政策課内のサーバ室及び庁舎外のデータのセンターの施錠管理されて いる場所で保管している。 ⑤停電(落雷等)によるデー -タ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設している。 ⑥機器等を修理や廃棄する場合、端末に記録した特定個人情報を容易に復元できない状態で論理消 去(端末機能による削除に加え、ごみ箱を空にする)する。 その他の措置の内容 ⑦端末機のディスプレーは、来庁している住民から見えない位置に設置している、又はディスプレーに セキュリティプライバシーフィルターを設置し、覗き見を防止する。 【技術的対策の具体的内容】 ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プ ログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②識別情報(ID、パスワード等)をルール通り発行・更新・廃棄している。 ③識別情報を複数人で共有していない。 ④特定個人情報を保管しているシステムやネットワークへのアクセス記録を取得し、定期的にチェック できる仕組みを構築する。 ⑤離席時はロック付きスクリーンセーバーの起動、又はログオフを実施している。 く選択肢> Γ 十分である 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が古い情報のまま保管されることを防止する措置の内容】

- ①被保険者の宛名情報は宛名システムとの連携をしていることから、情報が最新である状態に保たれている。
- ②被保険者の資格情報や賦課情報等は定期的に異動処理を行い、情報を最新の状態に保つようにしている。
- ③登録している特定個人情報については、本人が自らいつでも訂正できる仕組みがある。
- ④申請管理システムでは、申請データの再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、申請受付後に速やかに処理を行う。一時的に保管されたデータについては、手続後、速やかに削除する。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】

- ①個人情報が記載された紙については、「鳥取市文書取扱規程」の別紙に基づき、保存する。
- ②特定個人情報を有するシステム、データを廃棄する際は物理的に破壊するなど再生できない形にして、廃棄履歴を保存する。
- ③委託先等、外部の者に消去・廃棄させる場合、廃棄証明等を取得する。
- ④申請管理システム及び連携サーバ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。

8. 監査						
実施の	の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査]外部監査		
9. 彼	έ業者に対する教育・ ₹	啓発				
ese alle	+	「 十分に行っている	1	<選択肢>		
従業者に対する教育・啓発		[7	1)特に力を入れ 3)十分に行って		いる 2) 十分に行っている
	具体的な方法	もに、その記録を残している。				資するための研修を実施するとと 実施を義務付け、秘密保持契約を
10.	その他のリスク対策					

【特定個人情報の記録された電子媒体の運送に伴う紛失リスク】 複数の従業員により電子媒体を運び、常時誰かが電子媒体の積まれた車から離れないことを義務づける。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 [a.0857-20-3121			
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。			
③法令による特別の手続	_			
④個人情報ファイル簿への 不記載等				
2. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
①連絡先	福祉部長寿社会課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 IEL0857-22-8111			
②対応方法	電話により対応を受け付ける。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	令和5年3月24日			
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】			
①方法	-			
②実施日・期間	-			
③主な意見の内容	-			
3. 第三者点検 【任意】				
①実施日	-			
②方法				
③結果	-			

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)介護保険情報ファイル

<宛名>

- ・宛名コード
 ・個人番号
 ・世帯コード
 ・氏名カナ
 ・氏名

 ・通称名カナ
 ・通称名
 ・生年月日
 ・性別
 ・続柄

 ・郵便番号
 ・住所
 ・住所方書
 ・住所コード
 ・住民区分
- ·住民日届出日 ·住民日異動日 ·住民日異動事由 ·非住民日届出日 ·非住民日異動日
- ·非住民日異動事由 ·届出日 ·異動日 ·異動事由 ·国籍
- •在留期間 •在留期間満了日 ・外国人住民となった日・転入前郵便番号 •入国目的 ·転入前住所方書 ·転出先郵便番号 ·転出先住所 •転入前住所 •転出先住所方書 •住民税情報 •医療保険情報 •老齢福祉年金情報 •送付先情報 •連絡先情報 •口座情報 •老人保健情報 •生活保護情報 •特記事項情報 •送達記録情報
- ・口座情報・そろ体健情報・生活体護情報・特記事項情報・透達記・国民健康保険情報・後期高齢者情報

く資格>

- ・被保険者番号 ・資格異動日 ・資格届出日 ・資格取得日 ・資格喪失日 ・一号該当日 ・資格異動事由 ・被保険者区分 ・証発行情報 ・施設入所情報
- •境界層者情報 •適用除外情報 •負担割合情報

<認定>

- ·申請日 ·申請受理日 ·申請区分 ·申請理由 ·申請者関係
- •申請者氏名 •申請者住所 ·申請者郵便番号 ·申請者電話番号 •訪問調査希望日時 •調查実施場所 ·調査票回収予定日 ·調査委託日 •訪問調査日 •訪問調査開始時刻 •調査結果入手日 •調査票番号 ・かかりつけ医医療機関 •調査委託事業者 •訪問調査員 •意見書作成依頼日 •意見書依頼書発行日 かかりつけ医 •意見書作成医医療機関•意見書作成医
- •診断命令書発行日 •意見書作成日 •意見書入手日 •一次判定日 •一次判定結果 •二次審査日 •審査会会場 •合議体番号 •二次審査要介護区分 •審査予定日 ・サービス種類限定有無・認定有効月数 ・サービス種類変更有無・認定取消日 •要介護認定日 •要介護認定認定理由 •認定通知書通知日 •認定有効開始日 •認定有効終了日 処分延期事由 • 処分延期決定日 ・処分延期通知書発行日・サービス種類限定情報・転入者管理情報 訪問調査情報
- ·訪問調査特記事項 ·主治医意見書情 ·審査会意見情報 ·生保2号被保険者情報

<居宅>

- ・申請受付日・・届出日・・居宅有効開始日・・居宅有効終了日・・居宅サービス届出番号
- ·居宅介護支援事業者 ·申請代理人 ·給付管理票情報

<国保連>

- ·受給者異動情報 ·共同処理用受給者異動情報
- ·給付実績情報 ·給付実績明細情報 ·過誤申立情報 ·再審査申立情報

<償還>

- ・サービス提供年月・申請書番号・申請給付種類・申請日・受付日
- ・申請者との関係
 ・申請者事業者番号
 ・申請者氏名
 ・申請者郵便番号
 ・申請者住所

 ・申請者電話番号
 ・支払方法
 ・支払口座
 ・通知書送付先
 ・保険請求額

 ・利用者負担額
 ・審査年月
 ・支給決定日
 ・支払金額
 ・緊急時施設療養情報
- ・特定診療費情報 ・食事費用情報 ・福祉用具購入費情報・住宅改修費情報 ・居宅サービス計画費情報
- •事前相談情報

<高額>

- サービス提供年月 •申請日 •申請者との関係 •申請者氏名 •申請者事業者 •申請者郵便番号 •申請者住所 •申請者電話番号 •支払口座 •支払方法 •算定基準額 •支払済額 •通知書送付先 サービス費用額 •利用者負担額 •勧奨通知書作成日 • 算定基準日 算定世帯コード •所得区分 •高額支給額
- ・老福の有無

<減免>

- ・減額申請日 ・申請者との関係 ・申請者氏名 ・申請者郵便番号 ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・減額認定日 ・減額結果通知書送付先・減額 ・減額開始日
- ・減額終了日・減額結果通知書作成日・一割負担減免情報・旧措置者減免情報・社会福祉法人減免情報
- ・特定標準負担額減額情報 ・訪問介護負担額減額情報 ・特定入所者介護サービス情報

<制限>

·一時差止対象者情報 ·控除適用情報 ·支払方法変更情報

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

<合算>

·高額合算申請情報 ·高額合算支給決定情報·高額合算自己負担額確認情報

<事業>

•総合事業対象者情報

<賦課>

·賦課年度 · 徵収方法 · 賦課期日 · 賦課更正事由 · 賦課更正日

·所得段階 ·保険料額 ·滅免情報 ·特徴年金情報 ·特徴年金情報(介護)

<調定>

·賦課年度 ·調定年度 ·徵収方法 ·期別 ·期別保険料額

•納期限

<収納>

 ・賦課年度
 ・調定年度
 ・徴収方法
 ・期別
 ・収納種別

 ・保険料収納金額
 ・延滞金額
 ・督促手数料額
 ・収納日
 ・領収日

 ・消込日
 ・過誤納情報
 ・還付充当情報
 ・替促催告情報
 ・滞納情報

•分納情報

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(2)宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称 名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情 報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名力ナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、2 0. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地 コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、3 6. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住 民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出 前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、 55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名力ナ情報、60. 送付先氏名 検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付 先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、 71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特 定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動 日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年 月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済 通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関 コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座 電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名 開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番 号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 基本情報/1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務/②事 務内容		以下追記 届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子 申請機能、マイナポータルのお知らせ機能で 受領する。	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	I 基本情報/2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム/シス テム5/①システムの名称	新規追加	サービス検索・電子申請機能	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	I 基本情報/2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステムシステ ム5/②システムの機能	新規追加	【住民向け機能】自らが受け取ることができる サービスをオンラインで検索及び申請ができる 機能 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を 行った際の申請データ取得画面又は機能を、 地方公共団体に公開する機能	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	I 基本情報/2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム5/③システムとの接続	()その他(申請管理システム)	(〇)その他(申請管理システム)	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	I 基本情報/2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム6/①システムの名称	新規追加	申請管理システム	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	I 基本情報/2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム/シス テム6/②システムの機能	新規追加	申請データ確認機能 申請データを参照・ダウンロードを行う。 申請データの申請ステータスを変更する。 申請データの宛名番号を変更する。	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	I 基本情報/2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務において使用するシステム/システム6/③システムとの接続	()その他(サービス検索・電子申請機能)	(〇)その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(1)/2基本情報/④記録される項目/主な記録項目		(〇)その他(公金受取人口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	公金受取人口座を利用した 公的給付等の支給に関する 情報連携に伴う追記
令和5年3月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1)/2基本情報/④記録される項目/その妥当性		以下追記 【公金受取人口座登録・連携ファイル関係情報】 公金受取人口座利用の希望があった場合、 支給先の口座を把握するため	事前	公金受取人口座を利用した 公的給付等の支給に関する 情報連携に伴う追記
令和5年3月24日	II 特定個人情報ファイルの 概要/3.特定個人情報の 入手・使用/①入手元※		追記 (〇)行政機関・独立行政法人等(デジタル 庁)	事前	公金受取人口座を利用した 公的給付等の支給に関する 情報連携に伴う追記
令和5年3月24日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要(1)/2特定個人情報の入手・使用/②入手方法		(〇)その他(鳥取県国民健康保険団体連合会システム、サービス検索・電子申請機能)	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
令和5年3月24日	Ⅲリスク対策/2特定個人情報の入手/目的外の入手が行われるリスク/リスクに対する措置内容		以下追記 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ⑤マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ④住民が検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することになるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	Ⅲリスク対策/2特定個人情報の入手/特定個人情報の入手/特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下追記 【不適切な方法で入手が行われることを防止するための措置の内容】 ⑤住民が東子申請機能から個人番号付電子中語での名によいのか出書名を付すことによる電子を送信子がであるため、情報のみが送信を指示したがあるため、本人からの情報のみが送信を指しては、個子のもらいながら操作をのは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	事前	ぴったりサービス開始に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	Ⅲリスク対策/3特定個人情報の使用/リスク2権限のない者/その他の措置の内容		以下追記 【アクセス権限の発行・失効の管理】 ⑤定期的又は異動・退職等のイベントが発生したタイミングで権限を有していた職員の異動・退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 【特定個人情報使用の記録】 ②サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ③アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウエアにより不正なログの書き込み等を防止する。 ④定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	ぴったりサービス開始に伴う 追記
	Ⅲリスク対策/5特定個人情報の提供・移転/リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク/特定個人情報の提供・移転に関するルール	的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを 書きだしたマニュアルを整備しており、マニュア ル通りに特定個人情報の提供を行う。 ②特定個人情報の提供・移転について記録を	情報の提供・移転について、具体的に誰に対し 何の目的で提供・移転できるかを書きだしたマ	事前	個人情報保護条例の廃止に 伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要/3.特定個人情報の入 手・使用/②入手方法	その他(鳥取県国民健康保険団体連合会システム、サービス検索・電子申請機能)	その他()に「申請管理システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)」を追記 その他(鳥取県国民健康保険団体連合会システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー))	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要/3.特定個人情報の入 手・使用/⑤使用方法		以下追記 「サービス検索・電子機能」を通じて申請された 電子申請データの受理等	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要/3.特定個人情報の入 手・使用/⑤使用方法/情報 の突合		以下追記 申請者を確認するため、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)を 通じて取り込んだ番号紐づけ情報と突合する	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記
令和5年12月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要/4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託/委託の有無	3件	1件追加 4件	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記
令和5年12月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要/4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託/委託事項4		委託事項4を追加 【委託事項4】申請管理システム運用業務 【①委託内容】 システムサポートデスク、運用支援、トラブル 時・システム障害時対応、定期修正情報の提 供・適用、システム情報提供 【②委託先における取扱者数】10人未満 【③委託先名】富士通Japan株式会社 鳥取 支店 【④再委託 再委託の有無】再委託する 【⑤再委託 再委託の許諾方法】 再委託の承認依頼に基づき、再委託内容を確認し許諾している。 【⑥再委託 再委託事項】 障害時の対応、QA対応、支援作業、運用技術 支援、運用メンテナンス、ソフトウェア製品の保 守等	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月1日	Ⅲ リスク対策/2.特定個人情報の入手/特定個人情報の入手/特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下追記 LGWAN系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、外部接続先との通信を制限している。	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記
令和5年12月1日	Ⅲ リスク対策/7.特定個人情報情報の保管・消去/特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下追記 【特定個人情報が古い情報のまま保管されることを防止する措置の内容】 ④申請管理システムでは、申請データの再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、申請受付後に速やかに処理を行う。一時的に保管されたデータについては、手続後、速やかに削除する。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 ④申請管理システム及び連携サーバ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事後	ぴったりサービス開始後の見 直しに伴う追記